

ワーキングホリデー査証(ビザ)で渡航される皆様へ

令和元年 12 月 13 日

ワーキングホリデーの方々から以下のようなトラブル報告が寄せられています。以下を参考にご注意下さい。

1 アパート契約をめぐる振り込め詐欺行為

住居をインターネットや広告等で探し、物件を実際に見ずに申し込みを行い、家賃やボンド(敷金、保証金にあたるもの)を支払った後、鍵が受け取れず、支払先とも連絡が付かなくなる等の詐欺事案が散見されます。立地条件が良いにもかかわらず相場より家賃が安い、オーナーが海外に在住している、鍵は郵便で送付する、早く振り込まなければ他の人に貸すと送金を急かす、日系情報サイトや Gumtree などに広告掲載しオーナーとのやり取りは主にメールのみ等の特徴があります。不動産業者を介することなく、物件の下見よりも先に現金を振り込むように求められる場合には、詐欺の可能性を疑って下さい。

主な被害報告先は下記となります。

オーストラリアン サイバー セキュリティセンター <https://www.cyber.gov.au/report>
クイーンズランド州警察 ポリスリンク(131 444)または、リポートオンライン
<https://www.police.qld.gov.au/reporting>

2 シェアハウスのボンドに関するトラブル

シェアハウスの退去時にボンドが返還されない等のトラブルも多く発生しています。多くの場合、正式な契約書が作成されていなかったり、契約前に下見を行っていない状況が見受けられますので、住居の選定時には実際に住居を下見する等十分な確認を行った上で、文書による正式な契約書を取り交わし、入居後は家賃支払いの領収書を保管して下さい。ボンド金はオーナーの口座ではなく、Residential Tenancies Authority(RTA:QLD 州の法定賃貸住居監督機関)に供託されることとなっていますので、支払い後は領収書を受領するようにして下さい。

主な相談先は下記のとおりです。

RTA <https://www.rta.qld.gov.au/Contact>
コミュニティ リーガルセンター(近くの無料法律相談所を検索) <http://www.naccl.org.au/>

3 労働搾取と危険を伴う労働環境

(1) 労働搾取

勤務先からの給料未払いや、支払われていてもパートタイム労働に対する最低賃金より少ない賃金で働いているワーキングホリデーメーカーの方が多く見られます。当地の法律で定められている最低賃金が支払われるかを確認した上で、合法的な契約書を取り交わしてから就業を始めるようにしてください。労働者の権利については Fair Works Ombudsman(FWO)のホームページで確認してください(日本語 HP)。

FWO <https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese>

新たな仕事に就く方は、以下を行うようお願いします。

- 自分の雇用形態を確認する。
- 自分の最低賃金を確認する。
- 自分の勤務時間や給与などの記録をつける。

FWO では、

- 最低賃金、ペナルティー手当、その他の手当を知りたい方へ、適正給与算出ツール([Pay Calculator](#))を提供しています。
- 職種ごとに異なる最低賃金が定められています。参考までに 21 歳以上の従業員の場合、最低時給は \$19.49、有給休暇のない人の場合 \$24.36 です(2019 年 9 月現在)。最低賃金とは賃金総額(税引き前の金額)を指します。雇用者は従業員の給与から税金を控除しなければなりません。
<https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese#pay>
- 雇用者は、7年間勤務時間と支払い給与記録を保管しなければなりません。同記録用テンプレートは「記録管理」ページ(Record-keeping page)を参照して下さい。また、勤務時間の管理に「レコード・マイアワーズ」アプリ([Record My Hours app](#))を提供しています。
- 給与明細書に記載されているべき事項を知りたい方、テンプレートを使用したい方は、「給与明細書」ページ([Pay slip page](#))を参照してください。

(2) 職場での問題が発生した場合、FWO は、問題を解決するため、以下の手順をとるよう助言しています。

- [ステップ 1: 問題を特定する](#)
- [ステップ 2: 法律を確認する](#)
- [ステップ 3: 職場の問題を解決する](#)
- [ステップ 4: 私たち\(フェアワークオンブズマン\)に助けを求める](#)

もし、労働搾取の被害にあってしまった場合には、FWO に違反を告発し、未払い分を請求することが可能です。実際に 8,000 ドル請求できた事例もあります。

職場の問題

<https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese/issues-in-the-workplace>

手続き方法は、1. [マイアカウントページ](#)から問い合わせたり、2. 電話で報告することが可能です。

電話通訳が必要な方は、翻訳・通訳サービス TIS (Translating and Interpreting Service) National Contact Centre 131 450 に連絡して、日本語で電話相談(無料)する日時を決めてください。オペレーターに日本語と伝えて、FWO の番号 131 394 に電話するよう依頼してください。

(3) 危険を伴う労働環境

農場(ファーム)等で働く際、重機や可燃物を取り扱う業務に従事する場合があります。いずれも危険が伴い怪我をされた等の報告も散見されますので労働内容及び労働環境を事前に問い合わせ、確認してください。農場の中には、合法的な事業として登録を行っていないものもあり、労働災害保険(当地では Work Safe)の対象とならないケースもあります。(1)と同様、必ず合法的な契約書を取り交わしてから就業を始めるようにしてください。

詳しい案内は、査証(VISA)や Tax File Number の申請時に表示される、WorkSafe からの危機喚起内容を確認するか、WorkSafe のホームページで確認してください。

WorkSafe: <https://www.worksafe.vic.gov.au/>

3. 翻訳通訳サービス(TIS)

英語を母国語としない方のために、豪州政府運営の 24 時間対応の通訳サービス「[TIS \(Translating and Interpreting Service\) National Contact Centre](#)」があります。以下の手順で、日本語通訳のサポートを得ることが可能です。病院、警察、公共交通機関、電話会社、不動産、旅行等あらゆる機会において通訳者が電話を通じ対応してくれます。また、QLD 州政府機関は、英語での意思疎通が困難な場合、翻訳通訳サービスを無料で提供する法的義務を負っていますので、これら機関とのやりとりを行う場合、まずその旨を申し入れると、同機関が直接そのアレンジを行います。(一部の企業およびコミュニティサービスでも無料の通訳サービスを提供することもあります)。

- (1) オーストラリア国内から 131450 に電話(オーストラリア国外からの場合 +61 3 9268 8332)。
- (2) 英語のオペレーターが出るので、"Japanese, Please"と伝える。
- (3) 通訳者に繋がったら、通話相手の組織名と電話番号を伝える(連絡先組織の営業時間内に電話する必要があります)。
- (4) 通訳者がその番号に連絡し、3 者通話形式で通訳される。

4 外務省ホームページ(ワーキング・ホリデー制度による渡航者への注意に関する情報)

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/working.html (海外安全情報)

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/pdf/trouble.pdf (パンフレット)